

第 3 3 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和2年3月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（23名）

1 番 根 本 太 濤	2 番 皆 川 重 文	3 番 深 谷 泉
4 番 鬼 澤 勇 一	5 番 吉 澤 勇	6 番 浅 井 紘 一
7 番 雨 谷 克 己	8 番 江 橋 健 男	9 番 大 圖 金 雄
10 番 関 成 一	11 番 軍 地 美 代	12 番 高 島 和 子
13 番 皆 川 晃	14 番 横 須 賀 尋 史	16 番 今 関 征 一
17 番 渡 邊 隆 文	18 番 外 岡 健 寿	19 番 飯 島 清 光
20 番 笹 沼 恭 一	21 番 市 村 正 司	22 番 川 又 隆 雄
23 番 山 崎 千 正	24 番 高 安 幸 一	

欠席委員（1名）

15 番 後 藤 啓 一

事務局

次長	吉 川 正 浩	次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也
農地係	谷 津 知 一	農地係	江 幡 清 美
農地係	小 橋 央 樹	農地係	関 拓 也

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願いに対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第7号 農地の賃借料情報の提供に対する承認について
- 議案第8号 水戸市農業委員会による農地利用の最適化のための活動の実績評価の結果等に応じて定める報酬の額に関する要項の改正について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設の設置届出に対する受理について
- 報告第5号 農地法第18条第6項の追加について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る現状回復命令を発する有無について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻前ではございますが、本日出席の委員の皆様お揃いですので笹沼会長、開会をお願いします。

会 長 皆さん、おはようございます。昨今、世界中でコロナウイルスの感染者が急増し、日本国内でも都市部を中心に感染が拡大しており、不安材料がいっぱいなんですけれども、そういう中でも茨城だけがまだ新型コロナウイルスの感染者がおりません。それは茨城が日本で魅力最下位の都道府県であるため、ウイルスも近づかないのではないかと思っております。ただその中には、なぜ感染者がないのか、検査が足りないのではないかというような情報も流れていますけれども、茨城は 450 検体、そして栃木が 210 検体、群馬が 162 検体ということで、検査を行っていないわけではありません。これは感染者がない根拠として確かな検査数だと考えられます。そのような中ではありますけれども、我々としてはまだまだ終局が見えないという中ですので、気をつけて日々を過ごさなければなりません。今そこに 2 つ消毒液がありますので、十二分に活用をしていただければと思っております。

それから、先月 2 月 17 日に皆様の協力をいただきまして、現地研修会ということで、朝日里山アグリやさとの柴山会長のお話を聞きました。大変勉強になったことと思います。しかし、残念ながら農業収入は低いです。まだ子供が小さければそんなにお金かからないんですけれども、石岡については以前にも 1 回農業委員会を、茨城県市農業委員会会長会で行った経緯があります。やはり希望は無農薬なんですけれども、無農薬、低農薬ではいい農作物ができず、なかなか市場受けしないために、苦勞していることを見ておりました。今回の若い方のお話を聞いて、挫折しないで頑張ってもらえればいいかなと思っているところであります。

今日の総会は、審議案件が 81 件ありますので、よろしくどうぞお願いいたします。本日は大変ご苦勞さまです。

議 長 それでは、ただいまから第 33 回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 23 名、欠席委員は 1 名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。
18 番の外岡委員、そして、19 番の飯島委員、よろしく願いいたします。

初めに、議案の取り下げがありますので、事務局から説明いたします。

事務局 議案の取り下げでございますので、お手元の第 33 回水戸市農業委員会総会議案(取下)と記載された用紙をご覧ください。

取り下げ案件は2件でございます。

議案書の7ページになります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第3項及び第4項で、上から1つ目と2つ目になります。2件とも3月12日に申請人から取下願が提出されたことによる取り下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明させます。

事務局 第33回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。
お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が17件、農地法第4条の審議案件が7件、農地法第5条の審議案件が26件、土地現況証明が3件でございます。

報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が5件、農地法第4条の届出が10件、農地法第5条の届出が8件、農地法第43条の届出が1件、農地法第18条第6項の通知が2件でございます。

審議案件、報告事項と合わせまして81件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を10番の関成一委員、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、以前から申請地

を耕作してきたため今回受贈し、引き続き耕作したいとの申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自作地に近接し耕作に便利のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 24番、高安です。15番、後藤委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は父親から農地を受贈し、耕作を引き継ぎたい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 24番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4番、鬼澤です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思いますので、ご審議願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたしまして、事務局から説明させます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

す。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、契約内容は売買であります。受人は自作地に近接し、耕作に便利のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、契約内容は競売による落札であります。受人は経営規模拡大のため申請地の競売に参加し、落札したので取得し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番, 深谷です。

この案件に関しましても, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが, 契約内容は贈与であります。受人は経営規模拡大のため申請地を受贈し, 耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6番, 浅井です。この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが, 契約内容は公売による落札であります。受人は経営規模拡大のため申請地の公売に参加し, 落札したので取得し, 耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18 番, 外岡です。

この点につきまして調査検討をしたところ, 法令に照らし許可相当と思われ
ます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大の
ため申請地を譲り受け, 耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号の
いずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18 番, 外岡です。

この件につきましても, 調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われ
ます。ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが, 契約内容は贈与であります。受人は経営規模拡大の

ため申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18番、外岡です。この件につきましても、調査検討したところ法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18番、外岡です。

この件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は経営規模拡大のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18 番、外岡です。

16 項につきましても調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われ
ます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は経営規模拡大のため申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われ
ます。皆様ご審議をよろしくお
願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

まず第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、申請人は平成29年5月に一時転用許可を受けて申請地に貸駐車場を設置しておりますが、期間満了後も継続して使用したい旨の申請であります。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14番、横須賀です。

調査検討した結果、法令によりまして許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、申請人は建設業を営んでおりますが、現在の資材置場の立地が悪く不便であるため、資材置場を設置したい旨の一時転用申請であります。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により許可可能であると考えます。

なお、転用期間は3年であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 2番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、申請地の周辺道路幅員が狭いため交通に十分注意し、一般者の通行に配慮して利用するというものをつけ加えて許可相当と思っておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項、第4項、第5項は、関連がございますので、あわせて上程いたします。

事務局からの説明をさせます。

事務局 第3項、第4項、第5項でございますが、関連がございますので、あわせて説明いたします。

まず、第4項と第5項でございますが、申請人は市街地に近く、立地条件がよいので、共同住宅と進入路を建設したい旨の申請であります。

続きまして、第3項でございますが、共同住宅の建設に伴い、給排水管を埋設したい旨の一時転用申請であります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、第4項と第5項に関して市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、第3項の転用期間は1年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

第3項、第4項、第5項とも調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われる。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、申請人は平成24年7月ごろから通路として利用してきましたが、手続が未済のため始末書を添えての申請であります。

また、備考欄に記載のとおり議案第3号第24項と関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18番、外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、申請人は昭和50年5月頃から道路として利用してきましたが、手続が未済のため、始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を申し上げます。

大圖委員 9番、大圖です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第1項でございますが、契約内容は売買であります。受人は自動車整備業を営んでおりますが、現在の資材置場が狭隘で不便であるため、増設したい旨の申請であります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14番、横須賀です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思いますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局長 第2項でございますが、契約内容は売買であります。受人は自動車整備業を営んでおりますが、現在の車両置場が狭隘で不便であるため、増設したい旨の申請であります。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14 番，横須賀です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思いますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが，契約内容は売買であります。受人は現在アパートに住んでおりますが，手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料され，周辺農地への支障はないと判断されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2 番，皆川です。

この議案につきまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は売買であります。受人は現在宿舎に住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、契約内容は売買であります。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項と第9項は関連がございますので、あわせて上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第8項と第9項は関連がございますので、あわせてご説明いたします。

契約内容は、いずれも売買です。受人は建設業を営んでおりますが、業務拡大により事務所を建設したい旨の申請であります。

また、第9項は、事務所建設に伴い、隣接地に緩衝区域として緑地帯を設けたい旨の申請であります。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と見られ、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、第8項に関して市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10番、関です。20番笹沼委員の代理発言です。

第8項、第9項とも調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、契約内容は売買であります。受人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置し

たい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1番, 根本です。

この点に関して調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、契約内容は地上権の設定であります。賃借人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1番, 根本です。

この点に関して調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めたため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番， 関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが，契約内容は贈与であります。受人は現在アパートに住んでおりますが，手狭なので住家を新築したい旨の申請です。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料され，周辺農地への支障はないと判断されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 10 番， 関です。

調査検討したところ法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため，太陽光発電設備を設置

したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、契約内容は売買であります。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番, 雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、契約内容は売買になります。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は建設業を営んでおりますが, 現在の資材置場が狭隘なため, 隣接地に資材置場を増設したい旨の申請であります。申請地は山林や宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 5番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可することと決定いたします。

次に, 第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は現在アパートに

住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は 300 メートル以内に常澄出張所があることから、農地区分は第 3 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 議長，21 番，市村です。

この件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は再生可能エネルギーの固定価格買取制度による売電収入の増益を図るため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6 番，浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請です。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地手あることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18 番、外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は現在実家に住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は J R 常磐線の内原駅からおおむね 500 メートル以内の区域内にある農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、議案発送時には市の建築指導課に開発許可の申請がなされていませんでしたが、建築指導課に確認したところ、開発許可の申請が提出され、許可見込みであると

の回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18 番, 外岡です。

これにつきましても調査検討をしたところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は自宅への進入路が狭隘で不便であるため, 通路を拡張したい旨の申請であります。申請地は宅地や山林に囲われた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と思料され, 周辺農地への支障はないと判断されます。また, 備考欄に記載のとおり議案第 2 号第 6 項と関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18 番, 外岡です。

この件につきましても, 調査検討をしたところ, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に、第 25 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、平成 24 年 7 月頃から通路として利用してきましたが、手続が未済のため、始末書を添えての申請になります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18 番、外岡です。

この件につきましても調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われま
すので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 26 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 26 項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は平成 10 年 4 月頃
から資材置場として利用してきましたが、手続が未済のため、始末書を添えての申請
であります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま
すので、皆様ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 27 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 27 項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は昭和 60 年 9 月頃から農業用倉庫として利用してきましたが、手続が未済のため、始末書を添えての申請であります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 10 番、大圖です。

この案件も調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 28 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 28 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は住宅敷地が狭隘なため、住宅敷地を拡張したい旨の申請であります。申請地は宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 10 番, 大圖です。

この案件も調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様ご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第 4 号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 別紙 1 をごらんください。

議案第 4 号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第 1 項は大場町の畑, 面積が合計 1,997 平方メートルの土地について, 土地現況証明願があり, 農業委員 3 名で現地調査した結果, 転用目的のとおりでありましたので, 証明を可としたものであります。

第 2 項及び第 3 項につきましても同じく転用目的のとおりであることを確認しましたので, 証明を可としております。

以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが, ご意見, ご質問等がありましたらばお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 承認することに決定いたします。

次に, 議案第 5 号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

農政課 お手元の資料別紙 2 をご覧ください。

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和 2 年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の 1 段目, 設定期間 3 年未満につきましては, 田が再設定のみで 6 万 1,723 平方

メートル、畑が再設定のみで5,326平方メートル、設定者20名、取得者12名でございます。

表の2段目、設定期間3年以上6年未満につきましては、田が15万4,622平方メートル、うち再設定15万1,219平方メートル、畑が2万3,793平方メートル、うち再設定1万5,022平方メートル、設定者66名、取得者42名、うち再設定の設定者59名、取得者39名でございます。

表の3段目、設定期間6年以上10年未満につきましては、田が5万506平方メートル、うち再設定3万6,955平方メートル、畑が1万3,687平方メートル、うち再設定9,056平方メートル、設定者18名、取得者16名、うち再設定の設定者12名、取得者11名でございます。

表の4段目、設定期間10年以上につきましては、田が3万7,588平方メートル、うち再設定3万6,431平方メートル、畑が1万8,655平方メートル、うち再設定5,213平方メートル、設定者16名、取得者13名、うち再設定の設定者12名、取得者11名でございます。

今回の設定の合計につきましては、田が30万4,439平方メートル、うち再設定28万6,328平方メートル、畑が6万1,461平方メートル、うち再設定3万4,617平方メートル、設定者120名、取得者86名、うち再設定の設定者は13名、取得者73名でございます。

利用権設定年月日は、令和2年3月19日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 よろしいですか。

それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

農政課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和2年農用地利用配分計画書(案)について集計表にて内容を申し上げます。

農地中間管理事業による賃借権または使用貸借による権利の設定面積につきましては、表の2段目、設定期間5年以上10年未満につきましては、田が再設定のみで2万3,288平方メートル、畑が再設定のみで1万6,302平方メートル、設定者10名、取得者6名でございます。

今回のこちらの設定の合計につきましては、田が再設定のみで2万3,288平方メートル、畑が再設定のみで1万6,302平方メートル、設定者10名、取得者6名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日は、令和2年5月1日に予定されております。

農用地利用配分計画(案)の一覧につきましては、次のページから記載してございます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課は退席します。

議案第7号 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてでございますが、資料は別紙4をご覧ください。

農地の賃借料情報につきましては、地域における賃借料の目安となるよう農業委員会が農地法第52条の規定により情報の提供等を行うこととなっております。このよ

うなことから、平成31年1月から令和元年12月までに農地法及び利用権において締結された農地の賃貸借の状況を表のとおりまとめましたので、ご説明いたします。

地域名は昨年と同様で旧水戸・旧常澄・旧内原の3つの地域に分類し、金額の表示の項目も昨年と同様で平均額・最高額・最低額でございます。金額につきましては、表のとおりとなっております。単位は10アール当たりでございます。また、賃借料の集計されない、いわゆる使用貸借（無償）のデータ件数は、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、参考としまして、下段に農地法第52条を抜粋しております。

総会でご承認いただいた後、農業委員会だよりや市のホームページ等で周知してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議 長 承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

議案第8号 水戸市農業委員会による農地利用の最適化のための活動の実績評価の結果等に応じて定める報酬の額に関する要項の改正についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙5をご覧ください。

水戸市農業委員会による農地利用の最適化のための活動の実績評価の結果等に応じて定める報酬の額に関する要項の改正についてでございます。

こちら3月に支給しております年額報酬を計算するための要項を改正するというものでございます。

ページをめくってください。

内容につきましては、ページをめくっていただいた参考資料をもとに説明をさせていただきます。

1番、改正理由でございます。

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に支給する報酬の財源として国から農地利用最適化交付金が交付されておりますが、農地利用最適化交付金事業実施要綱

の改正によって、交付金の交付対象となる活動及び交付上限額の計算方法などが変更となったことから、関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容は、大きく2点でございます。

1点目が交付対象となる活動でございます。今回から実質化された人・農地プランに当たる活動、これを行った者に対して報酬が支給されるようになります。ただし、これまで支給対象であった農業への新規参入の促進、こちらは支給対象とはなりません。

(2)でございます。報酬の支給額でございます。実績評価による報酬の支給額の合計を交付金の交付額の範囲内とする、これはどういうことかといいますと、当然交付金をもらってそれをもとに年額報酬を支給しているわけでございますので、年額の報酬というのは交付金の範囲内でないとおかしいということでございますが、これまでこういった規定を文言としていってなかったのが、改めてそういったニュアンスを入れるものでございます。農地利用最適化活動の実績に応じた額を定めるための係数を対象活動を実施した日数から月数による計算に変更するものでございます。これまで活動が多かった委員は1.2倍の係数を掛け、活動が少なかった委員には0.8を掛けてという計算をしておりました。今後もそれは踏襲するわけでございますが、今まで年間の活動日数でやっておったんですが、交付金の計算も変わることから、活動月数が多い少ない、こういった内容に変更するものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

参考としまして、活動実績に応じた交付上限額の計算方法、変更前、変更後を載せてございます。

変更前でございますが、計算方法は単価6,000円掛ける月数掛ける委員数、316万8,000円でございます。

重要なこととしましては、委員個別でみているわけではなく、農業委員会全体で1人平均で年間12日以上活動があれば満額の交付が受けられておりました。1人平均12日ですので、例えば1月から11月まで全く活動をやらず、12月に活動を12日やれば満額の交付を受けられたそういった制度でございます。あるいは年間全く活動をやらなくてもそのほかの委員が物すごく多くやってその人の分もカバーしてしまえば全く活動をやっていなくてもその人の分も交付金が受けられたこういった制度でございましたが、変更後今年度は、委員個別に月ごとに額を算出するそういった制度となっております。月の単価が昨年度は6,000円で固定だったんですが、その月に係る活動は最大で6,000円から7,000円まで受けることができる。ただし、農業委員会全体で農地集積に係る活動が全体の30%未満の場合は5,000円となるということで、交付単価も変動することとなります。

したがって、全委員が毎月対象となる活動をやらないと満額の交付を受けるこ

とができなくなるということでございまして、交付見込額は昨年度よりも 30 万円ほど減する見込みでございます。

次に裏面ご覧ください。

こちら参考情報としまして、今年度の交付見込額ということでございます。活動実績に応じた交付金が 6,000 円掛ける 481 月、こちらは農業委員、推進委員合わせた延べ日数でございます。平均しますと委員 1 人当たり 10.9 日、マックスが 12 日ですので、1.1 日ちょっと活動が足りなかったということでございます。この活動は実際に対象となる活動をやっていないという場合もあるんですが、記録簿をまだ全部出していないような方もございまして、事務局でも活動が把握できていない状態でもございます。今年度は 288 万 6,000 円の見込みでございます。

(2) 成果実績に応じた交付金でございます。こちら活動業務のほかに実際の成果によっても交付金を受けることができます。要素としました 2 点、遊休農地の解消状況、そして農地集積の面積、まず遊休農地ですが、年間対象目標面積が 24.4 ヘクタール、これは国から示されている数字でございまして、達成面積は約 4.9 ヘクタール、達成度は 20.1%、評価は 0 点ということでございます。

農地集積面積、目標面積は 79 ヘクタール、達成面積 15.2 ヘクタール、達成度 19.2%、評価 0 点、したがって、成果に応じた交付金は 0 円でございます。

2 番の年額報酬でございまして、288 万 6,000 円、これをそのまま年額報酬に充てられるわけではなく、皆様に毎月お支払いしている月額報酬、こちらにも 242 万 4,000 円あげるようなことになっています。これを差し引いた 46 万 2,000 円が年額報酬の原資となります。これを 44 人で割ると約 1 人当たり 1 万 500 円、昨年度の約 10 分の 1 程度ということになっています。

説明は以上であります。

議 長 事務局から説明はありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

事務局の案のとおり改正することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしということでございますので、異議なしと認め、要項の改正を行うことに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理についてでございますが、第1項、元石川町から第5項、文京1丁目までの計5件の届出がございました。

続きまして、報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理についてでございますが、第1項、元吉田町での共同住宅への転用から2ページの第10項、元吉田町での駐車場への転用までの計10件の届出がございました。

続きまして、報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理についてでございますが、第1項、東前町での住宅への転用から3ページの第8項、堀町での住宅への転用までの計8件の届出がございました。

続きまして、報告第4号 農地法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設の設置届出に対する受理についてでございます。こちらは水戸市で初めての案件ですので、制度について少しご説明いたします。

平成30年11月の法改正により農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにした場合に以前は転用許可が必要でしたが、事前に届出をすれば許可不要となりました。今回はその事前の届出に対する受理についてでございます。

制度の詳細については、お配りしておりますパンフレットをご覧ください。

それでは、個別の案件について説明いたします。

第1項、河和田町でシイタケ及び松キノコを栽培するための床面コンクリート敷きのパイプハウス2棟の高度化施設を設置するという届出が1件ございました。

農地法第3条の3、第4条、第5条、第43条の届出とともに内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、報告第5号 農地法第18条第6項の通知についてでございますが、農地の耕作目的の賃貸借を解約するという通知が2件ございました。

事務局 続きまして、次のページをご覧ください。

登記官等からの地目確認照会に係る現状回復命令を発する有無についてでございます。

第1項は、水戸地方法務局登記官から平須町の畑、面積が合計6.42平方メートルの土地について、地目確認照会があり、農業委員3名で調査をした結果、現状回復命令を発しないことで回答しております。

同じく第2項につきましても、現状回復命令を発しないことで回答しておりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第33回総会を閉会いたします。
ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時30分